

受付印

児童手当・特例給付

住所・氏名・  
払込希望金融機関 変更届

函館市福祉事務所長 様

※ 太わくの中を記入して下さい。

提出年月日

年 月 日

住所 (法人の主たる 事務所の所在地)	区分	1 受給者 2 配偶者 3 児童 (氏名 )		
	変更前	函館市	町	丁目 番 号
	変更後	函館市	町	丁目 番 号
	変更年月日	令和	年	月 日 TEL ー
年金種別	変更前	ア. 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は()内に○を記入してください。 イ. 国民年金 ( ) 私立学校教職員組合 ( ) 国家公務員共済 ウ. その他 ( ) 地方公務員共済 ( ) 日本郵便共済		
	変更後	ア. 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は()内に○を記入してください。 イ. 国民年金 ( ) 私立学校教職員組合 ( ) 国家公務員共済 ウ. その他 ( ) 地方公務員共済 ( ) 日本郵便共済		
氏名 (法人名等)	区分	1 受給者・配偶者	2 支給対象となる児童	
	(ふりがな)			
	変更前			
	(ふりがな)			
変更後				
変更年月日	令和 年 月 日			
支払希望 金融機関	変更前	銀行名	支店名	口座名義 (加付)
				口座番号 (普)
	変更後	銀行名	支店名	口座名義 (加付)
				口座番号 (普)
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。				
<input type="checkbox"/> 登録している公金受取口座の変更を申出します。 <input type="checkbox"/> 公金受取口座の利用を解除します。(変更後の銀行名等を記載してください。) <input type="checkbox"/> 下記の理由により、(窓口受領・配偶者口座)への変更を希望します。 <input type="checkbox"/> 受給者口座が理由により開設できない・使用できない <input type="checkbox"/> その他 ( )				
<p style="text-align: center;">住所 (法人の主たる 事務所の所在地) 函館市 町 丁目 番 号</p> <p style="text-align: center;">受給者 氏名 (法人名等)</p> <p style="text-align: center;">(生年月日 昭和・平成 年 月 日)</p>				
備考		受付	審査	入力

## 注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
  - (1) 受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名および代表者氏名または主たる事務所の所在地）を変更した場合
  - (2) 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか、または生計を維持することをいいます。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名または住所を変更した場合
  - (3) 受給者の配偶者が氏名または住所を変更した場合
  - (4) 受給者が配偶者を有するに至った場合または配偶者を有しない者となるに至った場合
  - (5) 受給者が被用者または被用者等でない者の別を変更した場合
  
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が函館市内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただく こととなります。
  
- 3 児童の住所を変更した場合は、必ずこの届を提出してください。
  
- 4 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明する事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - (1) 函館市から他の市町村に住所を変更したとき
  - (2) 他の市町村からさらに別の市町村に住所を変更したとき
  - (3) 他の市町村の区域内で住所を変更したとき
  
- 5 児童の住所変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
  
- 6 この届は、1の(1)から(4)までにかかる事項を変更してから14日以内に、1の(5)にかかる事項を変更した場合は速やかに提出してください。
  
- 7 支払希望金融機関の変更は、原則受給者名義の普通預金口座への変更に限られますが、例外的に相当な理由がある場合には受給者名義ではない口座へ変更することができます。なお、受給者以外の口座を設定した場合においても、受給者の意思で設定された口座へ振り込まれた児童手当等については、すべて受給者に支給されたものとなります。変更する場合は、金融機関の通帳またはキャッシュカードの写しを添えて提出してください。

公金受取口座の利用を希望または変更する場合は、支払日の前々月の末日までに申し出してください。（例：6月7日支払日→4月末日まで）

公金受取口座を利用する場合は、マイナポータルにおいてご登録いただく必要があります。

公金受取口座の利用を解除する場合は、次に振り込みを希望する金融機関の通帳等の写しを添えて手続きを行ってください。